

令和 7 年度

地域整備方向検討調査

那須野原地域用水計画等検討業務

特 別 仕 様 書

(当初)

関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条

令和7年度地域整備方向検討調査那須野原地域用水計画等検討業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この見積仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条

本業務は、国営那須野原開拓建設事業地区において、受益面積及び用水実態の調査を行い、用水計画の検討を行うものである。

(場 所)

第1-3条

この業務において対象となる位置は、栃木県那須塩原市及び大田原市で、別添位置図に示すとおりである。

(土地への立入り等)

第1-4条

作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(低入札価格契約における第三者照査)

第1-5条

- 1 予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「設計共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において設計共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下、「第三者照査」という。）を実施しなければならない。
- 2 第三者照査の企業に要求される資格
 - (1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
 - (2) 関東農政局において、令和3年度（当該業種区分）の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
 - (3) 関東農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
 - (4) 設計共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。
 - (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するのは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当す

る関係がないこと。

① 資本関係

(ア) 親会社と子会社の関係にある

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある

② 人的関係

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている

3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

○ 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

○ 照査技術者と同等の技術者資格を有する者

4 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い

特別仕様書第4-1条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録

共通仕様書第1-12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

8 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第41条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

（履行確実性評価の達成状況の確認）

第1-7条

本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

(1) 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合

(2) 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合

- (3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- (4) 業務成果品のミス、不備 等

(一般事項)

第 1-8 条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。
- (3) 作業に従事する技術者は、言動等に十分注意を払い、住民等から無用の不振を招かないよう十分注意するものとする。
- (4) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。
- (5) 施設内に立ち入る場合は、監督職員及び施設管理者等関係機関との連絡調整を密接に行い、安全かつ効率的に実施出来るよう配慮しなければならない。

(管理技術者)

第 1-8 条

管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する部門は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木
		農業－農業農村工学
		農業－農村地域計画
		農業－農村地域・資源計画
	農 業	農 業 土 木
		農業農村工学
		農業－農村地域計画
		農業－農村地域・資源計画
博士	当該業務に該当する 技術部門	
シビルコンサルティングマネージャー	農 業 土 木	

(照査技術者)

第 1-9 条

- (1) 照査技術者は、共通仕様書第 1-7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する部門は次のとおりである

資 格	技術部門	選択科目
-----	------	------

技術士	総合技術監理	農業－農業土木
		農業－農業農村工学
		農業－農村地域計画
		農業－農村地域・資源計画
	農業	農業土木
		農業農村工学
		農業－農村地域計画
		農業－農村地域・資源計画
博士	当該業務に該当する 技術部門	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(2) 共通仕様書第 1-7 条第 4 項でいう、監督職員が指示する業務の節目は、別途指示する。

(3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第 1-10 条

担当技術者は、共通仕様書第 1-8 条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第 1-11 条

共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。

なお、変更業務計画において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象として、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

(保険の加入)

第 1-12 条

受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの要求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 作業条件

(適用する図書)

第 2-1 条

この業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する

場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

図 書 名	制定(改訂) 年月	発 行 所
国営土地改良事業調査計画マニュアル	平成 5 年 3 月	(社)農業土木事業協会

(作業条件)

第 2-2 条

本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- (1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い手戻りのないよう留意しなければならない。
- (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。

(参考図書)

第 2-3 条

本業務の参考にする図書は、共通仕様書第 2-1 条によるものとする。

(貸与資料等)

第 2-4 条

貸与資料は、次のとおりである。

貸 与 資 料	数量
平成 29 年度 広域基盤整備計画調査 那珂川地域広域基盤整備計画策定業務	1 式
平成 29 年度 完了フォローアップ調査 畑地かんがい施設利活用状況調査検討業務	1 式
平成 29 年度 国営造成施設水利管理事業 那須野原地区用水計画検討業務	1 式
平成 29 年度 農業基盤情報管理調査 那須野原地区地域資源活用状況調査検討業務	1 式
平成 30 年度 地域整備方向検討調査 那須野原地域整備構想検討業務	1 式
令和元年度 地域整備方向検討調査 那須野原地区水収支検討業務	1 式
令和 2 年度 地域整備方向検討調査 那須野原地域整備構想概定業務	1 式
令和 3 年度 地域整備方向検討調査 那須野原地域受益地調査その他業務	1 式
令和 4 年度 地域整備方向検討調査 那須野原地域用水計画等検討業務	1 式
令和 4 年度 地域整備方向検討調査 那須野原地域受益面積その他調査業務	1 式
令和 5 年度 地域整備方向検討調査 那須野原地域用水計画等検討業務	1 式

令和5年度 地域整備方向検討調査 那須野原地域受益面積調査業務	1 式
令和6年度 地域整備方向検討調査 那須野原地域用水計画等検討業務	1 式
那須野ヶ原地区 事業誌「那須野ヶ原」	1 部
賦課台帳	1 式
水利使用規則	1 部

また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第2-5条

第2-3条、第2-4条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 共通仕様書第2-1条以外の図書で参考図書を適用することを希望する場合は、監督職員と協議するものとする。

なお、その参考図書については、作業時点の最新版を用いることとする。

- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条

本業務における作業項目及び数量は次のとおりとする。詳細は別紙1「作業項目内訳表」に示すとおりである。

(作業の留意点)

第3-2条

業務の実施にあたって、特に留意する点は次のとおりとする。

- (1) 第2-1条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (2) 作業にあたっては、監督職員及び関係機関と連絡調整を密に行い、作業の円滑な推進に努めることとする。
- (3) 調査方法及び判定については、監督職員によるものとする。
- (4) 総合的な考察及び判定は、相当の技術を有する技術者により、現況を十分把握のうえ行う。
- (5) 『用水系統区分の確認調査』及び『流量調査』、『用水量計算』、『課題整理と対応方針の検討』においては、学識経験者からの意見を反映するものとする。

なお、学識経験者の選定にあたっては監督職員と協議するものとする。

(6) 対策内容の検討にあたっては、事業への適用性や施設管理者の管理体制等を総合的に検討する。

(7) 数量計算にあたっては、「工事工種の体系化」に基づき作成する者とする。

なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。

・「工事工種の体系化」については、

http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/を参照

(技術提案の履行)

第 3-3 条

技術提案書における技術提案内容については、共通仕様書第 1-11 条に示す業務計画書に反映のうえ作成し、監督職員の承諾を得るものとする。また、技術提案内容の履行確認にあたっては、業務完了時までには履行が確認できる資料を監督職員に提出するものとする。

第 4 章 打合せ

(打 合 せ)

第 4-1 条

共通仕様書第 1-10 条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

(1) 打合せ時期

初 回 作業着手の段階（実施方針の確認）

第 2 回 中間打合せ

第 3 回 中間打合せ

第 4 回 中間打合せ

最 終 回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

(2) 打合せ場所

W e b により実施

第 5 章 成果物

(成 果 物)

第 5-1 条

成果物を共通仕様書第 1 章第 1-17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

(1) 成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）正副 2 部

このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）により別途 1 部を提出するものとする。

(2) 成果物の出力 1 部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。

(3) 要約版 1 部

(成果物の提出先)

第 5-2 条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

栃木県宇都宮市中央 2－1－1 6 栃木県拠点別館 2 階

関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所 鬼怒川支所

第 6 章 契約変更

(契約変更)

第 6-1 条

業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第 2-2 条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。
- (2) 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (3) 第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (4) 第 5-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (5) 履行期間の変更が生じた場合。
- (6) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。
- (7) その他重要な変更が生じた場合。

第 7 章 定めなき事項

(定めなき事項)

第 7-1 条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

令和 7 年度 地域整備方向検討調査 那須野原地域用水計画等検討業務

〔 作 業 項 目 内 訳 表 〕

作 業 項 目	作 業 内 容	作業量
1. 準備作業		
1-1. 現地調査	本業務の実施にあたり必要な現地調査を行う。	1 式
1-2. 資料の検討	過年度までの調査結果等、貸与された資料を整理・把握し作業計画を検討・樹立する。	1 式
2. 受益面積調査		
2-1. 農地情報の更新	発注者より貸与する本地区の一筆調書（令和 6 年度整理時点）について、貸与する農地台帳、土地改良区土地原簿及び転用実績を用いた更新作業を行うとともに、必要に応じて登記簿・公図による確認を行う。	1 式
2-2. GIS 地番図データの更新	発注者より貸与する資料を本地区の GIS 地番図について、2-1. の作業を踏まえ、筆の位置情報、ポリゴン形状の整理も含めた更新作業を行う。作業に際し、必要に応じて公図による確認を行う。	1 式
3. 用水計画等調査		
3-1. 用水系統区分の確認調査	過年度整理した用水系統区分別の供給範囲について、関係土地改良区を通じ地元役員等へ確認、範囲を整理する作業を行う。 ※関係土地改良区 塩原土地改良区、西那須野東部土地改良区、湯津上土地改良区、大田原市土地改良区 なお、検討に当たっては、学識経験者等の助言を得て進めるものとする。	1 式
3-2. 流量調査	過年度に調査が未実施となっている路線（開渠）において、必要に応じ水位計を設置、水路維持用水の実態の調査を行う。 なお、検討に当たっては、学識経験者等の助言を得て進めるものとする。	1 式
3-3. 用水量計算	上記 3-1 及び 3-2 の調査結果を基に、かんがい諸元を変更し、対象路線ごとの用水量計算の検討を行う。 なお、検討に当たっては、学識経験者等の助言を得て進めるものとする。	1 式
3-4. 課題整理と対応方針の検討	上記 3-3. の結果を踏まえて対象路線が抱える課題を整理する。 また、その課題を踏まえ、対応方針の検討を行う。 なお、検討に当たっては、学識経験者等の助言を得て進めるものとする。	1 式
4. 照査	各作業項目の成果物の照査を行う。	1 式
5. 点検とりまとめ	各作業項目の成果物の点検、とりまとめ及び報告書の作成を行う。	1 式